

全国肢体不自由児者福祉育英基金運営規定

(助成対象)

第1条 この基金から助成を受けることができる者は、全肢連育英基金設置要綱第1条目的、第6条事業に即し、その実施者は、都道府県・地域父母の会並びに個人及び事業所で体不自由児者の福祉増進に資するもの
※要綱の目的は第3条

(助成額)

第2条 助成額は、1事業 50,000円(原則として)以内とする
2 助成金の額については、事業ごとに運営委員会で決定する

(推薦及び推薦願書)

第3条 助成金を受けようとするときは、助成金の申請対象が地域父母の会、個人及び事業所の場合事業計画書及び予算書を添付し都道府県肢連に提出、都道府県肢連は推薦書を記入の上、必要書類を添付し運営委員会に提出すること。
2 都道府県肢連事業については事業計画書及び予算書を添付し運営委員会に提出するものとする

(事業計画書及び予算書の提出)

第4条 助成金申請する事業の計画書(様式1)及び予算書(様式2)を運営委員会に提出するものとする

(助成の決定)

第5条 助成対象の決定は、運営委員会の選考の上行うものとする
2 助成対象を決定したときは、都道府県肢連並びに対象事業所(者)に運営委員会より全肢連福祉育英基金助成交付決定を通知する(様式3)
3 対象事業所(者)は、通知受理後、速やかに全肢連福祉育英基金助成金交付請求書(様式4)を運営委員会に提出する

(助成金の交付)

第6条 助成金は、交付決定後速やかに対象事業所(者)に交付する。

(受領書の提出)→振り込みのため不要

第7条 助成金の交付を受けた対象事業所(者)は、直ちに受領書(別記第4号様式)を運営委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第8条 対象事業所(者)は、事業終了後、30日以内に完了報告書(様式5)を運営委員会に提出しなければならない。

附則

この規定は全肢連育英基金設置要綱に基づき施行する

一部改正 令和5年6月23日

一部改正 令和6年6月13日